



ルが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年3月17日（金）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	チュニジア及び全途上国
語学の種類	英語

※語学の証明書に関しまして、TOEIC の IP テストによるスコアレポートも可とした暫定運用は 2022 年 9 月末にて終了していますので、ご注意ください。なお、CASEC や JICA 専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっていますので、提出（添付）いただく必要はありません。

(詳細：[https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118\\_02.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html))

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
- 応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への

応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

チュニジアは、ジャスミン革命(2010年末～2011年)までは、年平均4.5%の経済成長率を維持してきた。これまで経済の多角化を進め、従来の農業、採取産業中心の経済から近年では製造業やサービス部門に重点が移ってきている。製造業は輸出全体の73.5%(2012年)を占め、なかでも機械・電子産業(36.6%)、繊維・皮革産業(22.3%)は、輸出入におけるもっとも重要な産業となっている。また、2010年の欧州危機以降、欧州市場の購買力鈍化により、機械・電子産業と繊維・革製品の輸出が前年比でそれぞれ成長率マイナス1.5%、マイナス3.8%と縮小している中、化学産業(15.3%増)は好調な伸びを見せている。

一方で、最大の貿易相手であるEUとの間で2008年に工業製品の関税が撤廃されて以降、国際競争が激化しており、チュニジア政府は革命前から製造業の競争力強化を課題とし、とりわけ中小企業の品質・生産性向上を重要視してきた。雇用創出に貢献し得る中小企業の品質・生産性向上を通じた産業の競争力強化は、革命前から継続して重点課題とされている。

また、2016年に策定された「社会経済開発5か年計画(2016年～2020年)」では、GDP年平均成長4%を目標に設定し、雇用創出と地域間格差の是正、高付加価値・環境配慮型産業への移行などを柱に掲げている。

このような背景の下、2006～2008年に、JICA開発調査「品質／生産性向上マスタープラン調査」が実施された。また、技術協力プロジェクト「品質／生産性向上プロジェクト(2011～2013)」では、優先セクターとして選定された機械・電子分野及び包装分野の企業に対する技術支援を担当する「機械・電子産業技術センター(CETIME)」及び「包装技術センター(PACKTEC)」の品質・生産性向上に係る支援能力の向上を図り、19名のカウンターパートが育成された。続いて実施された、品質／生産性向上プロジェクト(フェーズII)(2016年～2022年)では、優先セクターを繊維及び化学分野に拡大し、繊維技術センター(CETTEX)や化学工業技術センター(CTC)の品質・生産性向上の支援能力強化や、継続的な人材育成体制の整備や民間セクターへの普及のための計画施行を支援し、カイゼンが全製造業に広まっていく素地が築かれた。

他方で、更に品質・生産性向上活動を普及していくためには、技術センター以外の新たな研修実施機関におけるカイゼン普及人材の育成や、地方への展開、品質・生産性向上を専属で担当する恒常組織の設立などが課題として

残されている。

2022年6月のJICA経済開発部による現地調査において、実施機関と協議の結果、要請がなされたクラスター開発を通じた産業振興ではなく、カイゼン普及の強化を通じた企業競争力強化に資する案件の形成を進めていくことが合意されている。また、品質・生産性向上を担う恒久的組織の設立やカイゼンの地方展開や他国への展開、カイゼンへのデジタル化の導入への関心が先方政府から表明されている。

これらを踏まえ、本業務では、上記課題を踏まえて実施される次期案件について、詳細計画策定調査において、計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理し、事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理、分析するとともに、チュニジア関係者との間で締結する協議議事録の作成にあたり、担当分野に係る情報の取りまとめおよびチュニジア側との協議協力による円滑な案件の形成を目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2023年4月下旬～2023年5月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② チュニジア側関係機関や他ドナー（ILO、EU、UNDP、UNIDO等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問項目（案）は、現地派遣前にJICAに提出すること。
- ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

### （2）現地業務期間（2023年5月下旬～2023年6月上旬）

- ① JICAチュニジア事務所等との打合せに参加する。
- ② チュニジア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成す

る。

- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
  - ア) 要請背景・内容
  - イ) 関連する開発計画、政策、制度
  - ウ) 関連各組織
    - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
    - (b) 人員体制
    - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
    - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
  - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス<sup>1</sup>を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAチュニジア事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2023年6月中旬～2023年6月下旬）

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6項目（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関する

---

<sup>1</sup> [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

るガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2023年6月23日(金)までに提出。(ドラフトは6月16日提出)

次の①~②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表(案)(和文・英文)
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下URLの「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022年4月-12月追記版)」(以下同じ)の「Ⅸ. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇄パリ⇄チュニジアを標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2023年5月20日~6月11日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。(チュニジア入国時の隔離期間はありません)

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括(JICA)

イ) 協力企画(JICA)

ウ) 評価分析(本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA チュニジア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：英語⇄フランス語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部民間セクター開発グループ第二チームから配付しますので、edgps@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
  - チュニジア／中東地域クラスター開発を通じたチュニジアの産業振興プロジェクト 要請書
  - チュニジア／中東地域クラスター開発を通じたチュニジアの産業振興プロジェクト 詳細計画策定調査(2021年実施) 関連資料
  - チュニジア／中東地域クラスター開発を通じたチュニジアの産業振興プロジェクト 情報収集調査 報告書（本部調査団、2022年6月実施）
  - チュニジア国品質／生産性向上プロジェクト業務完了報告書
  - チュニジア国品質／生産性向上プロジェクト（フェーズⅡ）業務完了報告書(2022年)
- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
  - チュニジア国 品質/生産性向上マスタープラン調査最終報告書  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000175610.html>
- ③ 本契約に関する以下の資料をJICA調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
  - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
  - イ) 提供依頼メール
    - ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」



・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA チュニジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上